

◎内閣府設置法等の一部を改正する法

律

(平成二四年六月二七日法律第三五号)

一、提案理由(平成二四年六月八日・衆議院内閣委員会)

○古川国務大臣 このたび、政府から提出いたしました内閣府設置法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

宇宙空間の開発及び利用の戦略的な推進体制を構築することは、我が国の宇宙政策にとって積年の課題であり、宇宙基本法の理念に基づいて早急に取り組むことが求められています。また、内閣府の所掌事務をより円滑に遂行する体制を整備する必要があります。

このような観点から、内閣府に我が国宇宙政策の司令塔機能と準天頂衛星システムの開発、整備、運用等の施策実施機能を担当する体制の整備、独立行政法人宇宙航空研究開発機構のあり方等についての見直し等の所要の措置を講ずるとともに、各省の副大臣及び大臣政務官を内閣府の副大臣及び大臣政務官に兼職できるようにする本法律案を提出する次第であります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

す。

第一に、内閣府の所掌事務として、宇宙の開発及び利用に関する基本的な政策の企画及び立案並びに総合調整、準天頂衛星システムの整備及び管理に関する事務等を追加します。

第二に、内閣府に、他省の副大臣の職を占める者をもって充てられる副大臣を置くことができるものとするとともに、他省の大臣政務官の職を占める者をもって充てられる大臣政務官を置くことができるものとします。

第三に、内閣府に審議会等として宇宙政策委員会を設置します。宇宙政策委員会は、内閣総理大臣等の諮問に応じて宇宙開発利用に関する政策に関する重要事項等について調査審議を行うとともに、当該事項に関し内閣総理大臣等に意見を述べ、さらに必要な勧告をすることができることとします。また、文部科学省の宇宙開発委員会を廃止します。

第四に、独立行政法人宇宙航空研究開発機構は、人工衛星等の開発等の業務を、宇宙基本法第二条の宇宙の平和的利用に関する基本理念にのっとり行うものとし、同機構の中期目標の策定等に当たっては、宇宙基本計画に基づかなければならないこととするとともに、宇宙科学技術に関する基盤的研究開発等に関する業務等について、内閣総理大臣に協議するものとし

第五に、主務大臣は、関係行政機関の要請を受けて、我が国の国際協力 の推進もしくは国際的な平和及び安全の維持のため特に必要があると認めるときまたは緊急の必要があると認めるときは、同機構に対し、必要な措置をとることを求めることができるものとします。

第六に、同機構の業務として、人工衛星等の開発等の業務に関し、民間事業者の求めに応じて援助及び助言を行うことを追加し、同機構の主務大臣として、内閣総理大臣、経済産業大臣及び政令で定める大臣を追加します。

以上のほか、所要の規定の整備を行うこととしております。なお、この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院内閣委員長報告(平成二四年六月一五日)

○荒井聰君　ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

内閣府設置法等の一部を改正する法律

す。

本案は、宇宙の開発及び利用に関する施策を一体的に推進するとともに、内閣府の所掌事務をより円滑に遂行する体制を整備するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、内閣府の所掌事務に、宇宙の開発及び利用の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する総合調整等の事務を追加するものであります。

第二に、他省の副大臣及び大臣政務官を内閣府の副大臣及び大臣政務官に兼職することができるとするものであります。

第三に、内閣府に、審議会等として、宇宙政策委員会を設置することとし、文部科学省の宇宙開発委員会を廃止することとするものであります。

第四に、独立行政法人宇宙航空研究開発機構は、人工衛星等の開発等の業務を、宇宙基本法第二条の宇宙の平和的利用に関する基本理念にのっとり行うこととするもの等であります。

本案は、去る六月一日本委員会に付託され、八日古川国務大臣から提案理由の説明を聴取し、十四日、質疑を行い、これを終局いたしました。

次いで、本案に対し、民主党・無所属クラブの提案により、

内閣府設置法等の一部を改正する法律

一二四

原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案の法律としての施行期日が経過したことに伴い、文部科学省設置法の一部改正規定についての所要の修正を行うことを内容とする修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、原案及び修正案について討論を行い、採決いたしましたところ、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二十四年六月一日)

○津村委員　ただいま議題となりました内閣府設置法等の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、その趣旨及び概要を御説明申し上げます。

内閣府設置法等の一部を改正する法律案及び現在環境委員会で御審議されています原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案では、文部科学省設置法の宇宙開発委員会及び放射線審議会に関する規定をそれぞれ改正することとなっております。

内閣府設置法等の一部を改正する法律案では、原子力の安全

の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案が先に施行されることを前提に、文部科学省設置法の宇宙開発委員会に関する款を削り、関係部分の款番号をずらして整理することとしておりました。

しかし、原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案の施行期日とされる平成二十四年四月一日は既に経過したことから、改めて整理をし直す必要があります。

そこで、本修正案においては、内閣府設置法等の一部を改正する法律案第二条の文部科学省設置法の一部改正において、宇宙開発委員会に関する款を削除とする整理を行うこととしたところであります。

以上が、本修正案の趣旨及び概要であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

三、参議院内閣委員長報告(平成二十四年六月二〇日)

○芝博一君　ただいま議題となりました二法案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。
……………(略)……………

次に、内閣府設置法等の一部を改正する法律案は、宇宙の開発及び利用に関する施策を一体的に推進するため、宇宙の開発

及び利用の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する総合調整等の事務を内閣府の所掌事務とするほか、宇宙政策委員会の設置、宇宙開発委員会の廃止等の所要の措置を講ずるとともに、内閣府の所掌事務をより円滑に遂行する体制を整備するため、他省の副大臣及び大臣政務官を内閣府の副大臣及び大臣政務官に兼職することができるようにするものであります。

なお、衆議院におきまして、原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案の法律としての施行期日が経過したことに伴い、所要の規定の整理を行うことを内容とする修正が行われております。

委員会におきましては、宇宙政策の一元化によって期待される効果、国家戦略としての宇宙政策の位置付け、副大臣及び大臣政務官の兼職の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知おき願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、本法律案に対し三項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成二十四年六月二〇日）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一、独立行政法人宇宙航空研究開発機構の業務を推進するに当たっては、宇宙基本法第二条に規定する宇宙の平和的利用に関する基本理念から逸脱することのないようにすること。

二、内閣府に兼職の副大臣又は大臣政務官を置くに当たっては、権限と責任を明確にするとともに、他省の業務と内閣府の業務が連携して円滑に遂行されるようその方針の下に、万全を期すこと。

三、厳しい財政状況の中で、毎年多額の予算を投じている衛星関係を含む宇宙関係予算については、より多くの国民の理解が得られるよう、その成果等の情報公開に一層努めること。

右決議する。